（死亡の届出）

第十二条　法第百五条第四項の規定による受給権者の死亡の届出は、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣に提出することによって行わなければならない。

一　氏名及び住所

一の二　受給権者の氏名及び生年月日

二　受給権者の死亡した年月日

三　受給権者の個人番号又は国民年金証書の記号番号

2　前項の規定により同項の届書に国民年金証書の記号番号を記載する者にあつては、同項の届書に国民年金証書その他の記号番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

（未支給福祉年金の請求）

第十三条　法第十九条第一項の規定により未支給の老齢福祉年金の支給請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を厚生労働大臣に提出することによって行わなければならない。

一　請求者の氏名及び住所並びに請求者と受給権者との身分関係

一の二　受給権者の氏名、生年月日及び住所

二　受給権者の死亡した年月日

三　受給権者の個人番号又は国民年金証書の記号番号

四～六　（略）

2　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一・二　（略）

三　前項の規定により同項の請求書に国民年金証書の記号番号を記載する者にあつては、国民年金証書その他の記号番号を明らかにすることができる書類

（国民年金証書の添附）

第十四条　この章の規定（第四条第一項及び第二項、第五条、第七条（同一都道府県の区域内における住所の変更に係るものに限る。）、第八条並びに第九条の二を除く。）によって届書（国民年金証書の記号番号が記載されたものに限る。）を厚生労働大臣に提出する場合においては、その届書に、国民年金証書を添えなければならない。

（届出の省略等）

第四十一条　（略）

第四十一条の二　第二章（第十四条を除く。）の規定により国民年金証書その他の記号番号を明らかにすることができる書類を申請書、申出書、届書又は請求書（以下この条において「申請書等」という。）に添えなければならない場合において、厚生労働大臣が当該記号番号を確認することができるときは、当該書類を申請書等に添えることを要しないものとする。

（死亡の届出）

第十二条　法第百五条第四項の規定による受給権者の死亡の届出は、十四日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣に提出することによって行わなければならない。

一　氏名

（新設）

二　死亡した年月日

三　国民年金証書の記号番号

（新設）

（未支給福祉年金の請求）

第十三条　法第十九条第一項の規定により未支給の老齢福祉年金の支給請求をしようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を厚生労働大臣に提出することによって行わなければならない。

（新設）

一　受給権者の氏名及び住所

二　受給権者の死亡の年月日

三　受給権者の国民年金証書の記号番号

四～六　（略）

2　前項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一・二　（略）

（新設）

（国民年金証書の添附）

第十四条　この章の規定（第四条第一項及び第二項、第五条、第七条（同一都道府県の区域内における住所の変更に係るものに限る。）、第八条並びに第九条の二を除く。）によって届書を厚生労働大臣に提出する場合においては、その届書に、国民年金証書を添えなければならない。

（届出の省略）

第四十一条　（略）

（新設）